18　すべての国、国際連合の関連機関並びにその他の機関及び関係当事者（キンバリー・プロセスを含む。）に対し、特に決議第千五百七十二号（二千四年）7、9及び11の規定並びに決議第千六百四十三号（二千五年）6の規定により課され、上記1の規定において改めて表明された措置の違反の疑いに関する利用可能な情報を提供することにより、委員会、専門家グループ、UNOCI及びフランス軍に全面的に協力することを要請する。

19　すべてのコートジボワールの当事者及びすべての国、特にこの地域の国に対し、以下を確保することを、この文脈で、更に要請する。

—専門家グループの構成員の安全

—専門家グループによる、特に専門家グループがその任務を行うための人、文書及び場所への妨害のないアクセス

20　特に次に該当すると認められ、委員会により指定される者に対し、対象を特定した措置を課す十分な用意があることを強調する。

(a)　特にワガドゥグ政治合意に規定する和平プロセスの実施を妨げることにより、コートジボワールにおける和平及び国民和解の過程に対する脅威であること。

(b)　UNOCI、それを支援するフランス軍、事務総長特別代表、仲介者又はそのコートジボワールにおける代表の行動を攻撃し又は妨害していること。

(c)　UNOCI及びそれを支援するフランス軍の移動の自由に対する障害に責任を有すること。

(d)　コートジボワールにおいて行われた人権及び国際人道法の重大な違反に責任を有すること。

(e)　憎悪及び暴力を公然に扇動していること。

(f)　決議第千五百七十二号（二千四年）7の規定により課された措置に違反して行動していること。

21　この問題に引き続き積極的に関与することを決定する。

○国土交通省告示第千二百三十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十一年十一月二十五日

国土交通大臣　前原　誠司

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

地理沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域

群馬県渋川市祖母島

字向村

一〇一〇番	一号
一〇一一番一	二号及び三号
一〇一七番一	四号
一〇一二番	五号
九九九番	十五号及び十六号
一〇〇一番	十七号及び十八号
九八三番	二十三号
一〇〇五番	二十四号
一〇〇四番	二十五号
一八二四番	六号及び七号
一八二三番一	八号及び九号
一八二八番	十号及び十一号
一八二九番	十二号から十四号まで
字高町久保	十九号
一八九六番	二十号から二十二号まで
一八九八番	

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

石形沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

群馬県吾妻郡東吾妻町大字須賀尾

字堀之内

一八〇七番	一号
一五七九番一	十五号
一五八〇番	十六号
一七七八番	十七号
一七九八番	二十七号
一八〇六番	二十八号
字元之宿	
一八一五番	二号
一八四五番	三号
一八四一番	四号
一八三九番一	五号及び六号
一九六一番二	七号から十号まで
一九六四番	十一号
一九六五番	十二号
一九六八番	十三号
一九七〇番一	十四号
一九六二番二	十八号
一九六三番三	十九号及び二十号
一九六一番一	二十一号
一八三八番一	二十二号及び二十三号
一八三六番	二十四号
一八三三番	二十五号
一八三二番	二十六号

○国土交通省告示第千二百三十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十一年十一月二十五日

国土交通大臣　前原　誠司

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

前川谷

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十七年建設省告示第四百五十五号で指定した第十一号に掲げる土地の区域を除く。）

富山県南砺市杉尾

字中ノ原

二九三番	一号及び六号
二〇八番	二号
一九五番	三号
二一七番	四号
二九〇番	五号

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十七年建設省告示第四百五十五号で指定した第十一号に掲げる土地の区域を除く。）

富山県南砺市杉尾

字南原	一四七番　一号及び二号
	四〇六番　三号及び四号
字中ノ原	一九番地先道路敷　五号
	一九番　六号
	二八番　七号及び九号
	四五番　八号及び九号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

ガマ谷

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和五十一年建設省告示第五十八号で指定した第十号に掲げる土地の区域を除く。）

富山県南砺市湯谷

字中下	二番一　一号
字東	八八番一　二号及び三号
	九四番一　四号及び五号
	一〇二番　七号
	一〇四番　八号
	一一五番　九号及び十号
	一四七番　十一号及び十二号
字東山	六三番　六号
字中道	一二二三番一　十三号

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

統光谷

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

富山県氷見市久目

字山端	一四二〇番　一号
	一四一六番　五号
字森久	二三三番二　二号
	二三三番三　三号及び四号
	一一番　六号
	一五番　七号

○国土交通省告示第千二百四十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十一年十一月二十五日

国土交通大臣　前原　誠司